

4 生徒心得（生徒として守り、心掛けること）

本校中学部生徒は、次に示された事柄を守り、これを全行動の基本とする。

第1章 規律・礼儀

- 1 常に本校の生徒として誇りを持ち、堂々とした態度や行動を心掛ける。
- 2 他人に迷惑をかけるような言葉遣いや行動はしない。
 - ※ 先生や保護者の指導を素直に聞く態度を持つ。
 - ※ 先生や友達、また来客に会った時は、気持ちの良い挨拶をする。

第2章 通学

- 1 通学の際は、本校で定められた制服を着用し、交通道德や公衆道德を守る。
- 2 登下校の時刻を守り、寄り道などをしない。
 - (1) 登校時刻…午前8時25分までに入室完了する。
 - (2) 下校時刻…午後4時までに下校する。
 - (3) 午後4時以降居残る場合は、担任や係の先生に伝える。
(部活動については別に定める。)
- 3 自転車通学は、本校の自転車通学規定に従い、許可を受け、安全運転に心掛ける。

第3章 校内生活

- 1 学校への出入りは定められた場所を使用し、靴は定められた靴箱に整頓して入れる。
- 2 登校後は無断で校外に出ない。学校外に出る場合には、担任の先生の許可を受ける。
- 3 学校内の公共物は大切にし、故意に破損した時は弁償する。
- 4 学校の備品は許可を得て使用する。
- 5 用事のない教室や準備室には許可なく出入りしない。
- 6 忘れ物などをした場合、まず先生に相談する。(無断で取りに帰らない。)

第4章 学習

- 1 自分の役割（掃除、日直、委員会活動など）は責任を持って行う。
- 2 テストは真面目に受け、不正行為は絶対にしない。
- 3 予習・復習に心掛け、宿題等の課題を確実にする。
- 4 授業中の私語は慎み、他の生徒や先生に迷惑をかけない。

第5章 校友

- 1 友達を大切にし、お互いの人格を高め合うような関係を築き上げる。
 - ※ 乱暴な行為・行動は禁止する。
 - ※ 他人の容姿や言動を笑ったり、悪口（嫌なあだ名、陰口等）を言ったりしない。
 - ※ 上級生は下級生をいたわり、下級生は上級生を尊敬する。
 - ※ 交際は、常に明るく、お互いに尊重しあう気持ちを持つ。
- 2 友達どうしで金銭や貴重品の貸し借りをしない。
- 3 人の物を黙って使わない。借りた時には使用后すぐに返す。
- 4 人を思いやる態度を身に付ける。

第6章 校外生活

- 1 夜間（日没から午前6時まで）の外出は保護者同伴とする。部活動終了後は速やかに下校する。
- 2 危険な場所や下記に示す場所へは行かない。また、店を利用する際はルールに従う。
 - (1) 未成年者の入場を禁じている施設（パチンコ店・雀荘など）。
 - (2) 保護者の同伴が必要な施設（ゲームセンター、カラオケ、映画館、劇場など）
ただし、条例に基づき午後11時以降(ゲームセンターは午後10時以降)は保護者同伴でも補導対象となる。
- 3 喫煙、飲酒はしない。また、所持しない。その他、法律で禁止されていることはしない。
- 4 無断外泊・深夜の無断外出の禁止。友達の家などへの外泊は、原則として禁止する。保護者の同行または学校（担任）の許可を得る。
- 5 中学部の生徒のアルバイトは、原則として禁止する。（新聞配達は可）

第7章 所持品

- 1 身分証明書はいつも携帯する。
- 2 『生徒の心得』は各自大切に保管する。
- 3 刃物やその他の危険物は所持しない。
- 4 必要以外の金銭や品物（雑誌、マンガの本、遊具など）を学校に持って来ない。
※ 自分の持ち物には記名し、大切に作る。

第8章 携帯電話・スマートフォン

- 1 校内での所持・使用は一切禁止する。ただし学校に持参する場合は、事前に必要書類を担任に提出し、許可を得る。
- 2 持参した場合は、登校後、すぐに職員室に預ける。
- 3 フィルタリング設定をする。
- 4 家庭では、携帯電話・スマートフォンのルールや約束事を作る。
- 5 友達の悪口、かげ口、うわさ話、仲間はずれ等トラブルの原因となる使い方はしない。
- 6 個人情報や写真（友達のものも含む）などをSNSに載せない。
- 7 インターネット上のマナー・モラルを遵守し、誹謗中傷等を行わない。
- 8 SNSで知り合った人とは会わない。
- 9 生活リズムの乱れや昼夜逆転、携帯・スマホ依存症にならないよう、家庭での決まりやルールを守り、トラブルにも巻き込まれないようにする。
※ 深刻なトラブルが発生した場合は、生徒指導の内規に基づき特別な指導を行う場合もある。トラブルに関わった生徒の携帯電話・スマートフォンは保護者の同意を得て、保護者預かりを依頼する。

第9章 服装・容姿

※ 特別な事情がある場合には、中学部の先生に相談する。

1 髪は常に清潔にし、健康面や活動面の妨げにならないようにする。詳細は、以下のとおりである。

(1) 清潔感がある頭髪にする。前髪は、眉にかからないようにする。

(2) 前髪が眉にかかる場合は、ヘアピンを使用して留める。

(3) 髪が肩にかかる場合には、ヘアゴムを使用し結ぶ。ヘアピンやヘアゴムの色は黒、紺、茶を基本とする。

(パーマや巻き髪等、毛染め、髪飾り、整髪料の使用はしない。)

2 化粧、ピアス、マニキュア等は使用しない。眉に手を加える行為はしない。

3 すべての教育活動に出席する場合には、本校で定められた服装を守る。

(1) 制服

本校所定の制服を着用するものとする。

【制服】

共通	ジャケット	濃紺のテーラードシングル2つボタン
	ネクタイ	格子柄(緑)
	セーター	本校指定のもの、または紺(無地)
	記章	左襟に校章
	夏上衣	本校指定の校章入りポロシャツ
1型	スラックス冬	紺のワントックスラックス
	シャツ	レギュラーカラーシャツ
	スラックス夏	紺のワントックスラックス
2型	スカート冬	紺の箱スカート(丈の長さ:膝下)
	ブラウス	レギュラーカラーブラウス
	スカート夏	紺の箱スカート(丈の長さ:膝下)

[着用期間]

○冬服…10月1日～5月31日

○夏服…6月1日～9月30日

移行期間…夏:5月1日～5月31日、冬:10月1日～10月31日

上記の期間を目安とし、気候や体調に合わせて各自調整する。

(2) 靴 白または黒の運動靴(ハイカットは不可)

(3) 靴下 白・黒・紺のソックス(ワポイントまで・くるぶしより3cm以上長いもの)
(冬は黒タイツも可)

※式典等行事の時は、黒ソックス(冬は黒タイツも可)

(4) 肌着 無地

(5) 上履き 白色の上靴

(6) カバン 白・黒・紺・灰色等、派手でないようにする。

(7) 防寒具 フードがあるものやマフラーは安全面を考慮し不可とする。

黒・紺・灰色等の無地のジャンパー、コート類、手袋・ネックウォーマーは可
※ 室内での使用は不可

第10章 特別な指導

- 1 学校生活及び社会のルールに反する行動をとった生徒は、中学部及び生徒指導部で協議し、校長の教育的判断の下、特別な指導を行う。
- 2 特別な指導は、説諭と謹慎のいずれかとする。謹慎は学校内謹慎と自宅謹慎とする。
- 3 特別な指導を受ける際には、部活動や生徒会活動は原則禁止とする。
- 4 生徒の状況、学習進度等を考慮し、指導や処分の内容を協議した後に、校長が決定する。